

## 第 8 回

高知県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

平成21年10月21日

高知県後期高齢者医療広域連合議会事務局

第 8 回 高知県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録  
目 次

招集告示	1
議員席次	1
議事日程	2
出席議員	3
説明のために出席した者	3
議会事務局職員出席者	3
広域連合事務局職員出席者	3
臨時議長の紹介	4
開会の宣告	4
欠席議員の報告	4
議員辞職許可の報告	4
議事日程の報告	4
新議員の仮議席の指定	5
議長の選挙	5
議長就任あいさつ	6
新議員の議席の指定	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
広域連合長の提案理由説明	7
一般質問	9
第 1 号議案の上程	16
事務局長の議案概要説明	16
第 1 号議案の質疑、討論、採決	17
第 2 号議案の上程	17
事務局長の議案概要説明	17
第 2 号議案の質疑、討論、採決	19
第 3 号議案の上程	19
事務局長の議案概要説明	19
第 3 号議案の質疑、討論、採決	20
第 4 号議案の上程	20
事務局長の議案概要説明	20
第 4 号議案の質疑、討論、採決	21
第 5 号議案の上程	21
事務局長の議案概要説明	22
第 5 号議案の質疑、討論、採決	22
第 6 号議案の上程	23

事務局長の議案概要説明 .....	23
第6号議案の質疑、討論、採決 .....	23
広域連合長の閉会あいさつ .....	24
閉会の宣告 .....	25
資 料	
議案の送付について .....	27
議決一覧 .....	28

## 招 集 告 示

### 高知県後期高齢者医療広域連合告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第101条第1項の規定に基づき、平成21年10月高知県後期高齢者医療広域連合議会第8回定例会を次のとおり招集する。

平成21年10月7日

高知県後期高齢者医療広域連合長 岡崎 誠也

### 記

- 1 日 時 平成21年10月21日  
午後2時
- 2 場 所 高知市本町五丁目6-42  
公立学校共済組合高知宿泊所 高知会館  
2階 白鳳の間

---

### 議 員 席 次

- |             |            |            |
|-------------|------------|------------|
| 1番 板原 啓文 君  | 2番 前田 哲生 君 | 3番 柴岡 邦男 君 |
| 4番 小松 文人 君  | 5番 三本富士夫 君 | 6番 西村 和也 君 |
| 7番 和田 賢二 君  | 8番 大石 哲雄 君 | 9番 松本 正 君  |
| 10番 有澤 明男 君 |            |            |
-

## 議事日程

平成 21年 10月 21日 午後 2 時開議

- 第 1 新議員の仮議席の指定
- 第 2 議長の選挙
- 第 3 新議員の議席の指定
- 第 4 会議録署名議員の指名
- 第 5 会期の決定
- 第 6 提出議案の提案理由説明
- 第 7 一般質問
- 第 8 第 1 号議案 平成 21年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
- 第 9 第 2 号議案 平成 21年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第 10 第 3 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例議案
- 第 11 第 4 号議案 平成 20年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定議案
- 第 12 第 5 号議案 平成 20年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定議案
- 第 13 第 6 号議案 平成 21年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の承認議案

出席議員

1番	板原 啓文 君	2番	前田 哲生 君	3番	柴岡 邦男 君
4番	小松 文人 君	5番	三本富士夫 君	6番	西村 和也 君
7番	和田 賢二 君	8番	大石 哲雄 君	10番	有澤 明男 君

---

説明のために出席した者

広域連合長	岡崎 誠也 君		
副広域連合長	吉岡 珍正 君	笹岡 豊徳 君	
代表監査委員	本 雅史 君		
事務局長	清田 浩嗣 君		

---

議会事務局職員出席者

事務局次長	瀧 祐藏 君		
書記	中澤 良夫 君	林 秀樹 君	山本 美佐 君
	廣瀬 忍 君	坂本 麻里 君	

---

広域連合事務局職員出席者

課長補佐	西岡佐智子 君		
主 幹	山崎 愛 君		
主 査	宇都宮朋彦 君	西山 泰誠 君	

### 臨時議長の紹介

議会事務局書記（中澤良夫君） 議会事務局の中澤でございます。開会の前にご報告いたします。本日の定例会は、現在議長が欠員の状態にありまして、また、松本正副議長も、本日、所用により欠席をされております。

こういった状況にありますので、地方自治法第 107 条の規定に基づきまして、本日の会議の臨時議長を、ご出席いただいております議員の中で、年長の議員でいらっしゃいます大石哲雄議員にお願いすることといたします。それでは、大石議員、臨時議長席へよろしくお願いいいたします。

臨時議長（大石哲雄君） 臨時の議長を務めることとなりました大石哲雄でございます。新議長が選出をされますまでの間、議事の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

開会の前にご報告をいたします。西川淳一会計管理者から、病気療養中のため、本日欠席の届出がありましたので、ご報告をいたします。

---

### 開会の宣告

臨時議長（大石哲雄君） それでは、ただいまより、平成 21 年 10 月高知県後期高齢者医療広域連合議会第 8 回定例会を開会し、直ちに、本日の会議を開きます。

午後 2 時 開会

---

### 欠席議員の報告

臨時議長（大石哲雄君） まず、欠席議員の報告をいたします。

本日、松本正議員から欠席の届出がありましたので、ご報告をいたします。

---

### 議員辞職許可の報告

臨時議長（大石哲雄君） 続きまして、議員の辞職許可の報告であります。

本年 7 月 15 日に中澤愛水議員及び仲田強議員、また 7 月 16 日に岡崎洋一郎議長から、それぞれ一身上の都合により議員を辞職するとの願いが提出されましたので、地方自治法第 126 条の規定により、それぞれ、同日付をもちまして辞職許可がなされたことを、ご報告をいたします。

---

### 議事日程の報告

臨時議長（大石哲雄君） これからの議事は、事前に配布されております議事日程によりまして、進めてまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

臨時議長（大石哲雄君） 異議ないものと、認めます。よって、これからの議事は、これにより、進めることといたします。

---

#### 新議員の仮議席の指定

臨時議長（大石哲雄君） これより、日程に入ります。

まず、日程第1、新議員の仮議席の指定を行います。この度の選挙により、安芸市議会の小松文人議員、土佐市議会の三本富士夫議員、高知市議会の西村和也議員の3名の方が当選をされ、市議会区分の新議員となっております。仮議席は、議会会議規則第3条に基づき、ただいま、ご着席の議席に指定いたします。

---

#### 議長の選挙

臨時議長（大石哲雄君） 続きまして、日程第2、議長の選挙を行います。

選挙の方法につきまして、お諮りをいたします。地方自治法第118条第2項の規定に基づく、指名推選の方法で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

臨時議長（大石哲雄君） 異議ないものと、認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定をいたしました。

ここで、お諮りいたします。指名の方法につきましては、臨時議長において、指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

臨時議長（大石哲雄君） ご異議ないものと、認めます。よって、臨時議長が指名することに決定をいたしました。

議長には、西村和也議員を指名いたします。ただいま、指名いたしました西村和也議員を当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

臨時議長（大石哲雄君） 異議なし。異議ないものと認めます。よって、西村和也議員が議長に選出されました。



### 議長就任あいさつ

臨時議長（大石哲雄君） それでは、西村和也議員に議長就任のご挨拶をお願いします。

西村和也君 高知市議会の西村和也でございます。この度、皆様方のご推挙を賜り、高知県後期高齢者医療広域連合議会の議長に就任いたすこととなり、誠に、身に余る光栄でありますと共に、その職責の重要性を深く感じているところでございます。

始めにおこたえしますが、ちょっと風邪気味でございます。1週間くらい風邪をひいてまして、ひょっと皆さんにご迷惑をお掛けしたらいかんと思ひましてですね、今朝一番に、あの、高知医療センターでインフルエンザの検査をしましたところ、A型もB型もない普通の風邪ということで、それまでマスクをしちよったんですが、マスクはのけてもよいと言われまして。まあ、10分おきくらいに咳き込むかもわかりませんが、ご容赦願いたいと思います。この後期高齢者医療制度についてはですね、平成18年、私が高知市議会の副議長の頃に、ちょうど今頃よりちょっと前ぐらいの8、9月ぐらいだったと思いますが、高知県下の市議会議長会のときにですね、県の担当者の方から説明をいただいて、私自身十分理解をしないままですね、頭の辺から記憶したわけなんです。そこをまあ、廃止とか、あるいは財源を加えていくとか、いろんな意見が流れている中で、今回の衆議院選挙で民主党は廃止を訴えておりますんで、ひょっとしたらここ2、3年の間に、私の時代にですね、解散するんじゃないかと思っているわけでございますけれども、任期を与えられた以上はですね、一生懸命、今後の議会運営、あるいは皆様方のご協力をいただきましてですね、公正で円滑な議会運営に努めてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

臨時議長（大石哲雄君） ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、臨時議長の職務を終了し、議長と交代をいたします。ご協力ありがとうございました。

---

午後2時6分

### 休憩の宣告

臨時議長（大石哲雄君） 暫時、休憩といたします。

---

午後2時6分

### 再開の宣告

議長（西村和也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

### 新議員の議席の指定

議長（西村和也君） これより、日程第3の新議員の議席の指定を行います。

議席は、議会会議規則第3条の規定により、議長が指定することとなっております。新議員の議席は、ただいまご着席の議席に指定いたします。

---

### 会議録署名議員の指定

議長（西村和也君） 次に、日程第4の、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、議会会議規則第89条の規定により、議長が指名をいたします。会議録署名議員は、4番小松文人議員、10番有澤明男議員の二人の方をお願いいたします。

---

### 会期の決定

議長（西村和也君） 続きまして、日程第5、会期の決定について、議会会議規則第4条の規定により、お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日、10月21日の1日間と、いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

議長（西村和也君） ご異議ないものと認め、本日1日と決定いたしました。

---

### 広域連合長の提案理由説明

議長（西村和也君） それでは、これより、日程の第6、提出議案の提案理由説明に入ります。第1号議案から第6号議案までを一括議題といたします。広域連合長から提案理由の説明を求めます。

〔広域連合長挙手〕

議長（西村和也君） 岡崎広域連合長。

広域連合長（岡崎誠也君） 議員の皆様方におかれましては、ご多用中のところ、第8回高知県後期高齢者医療広域連合議会定例会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

議案の説明に先立ちまして、後期高齢者医療制度の状況等につきまして、国政の動向を含めまして申し上げます。

当医療制度は開始後2年目を迎えておりますが、国においては、昨年度に引き

続き、所得の低い被保険者の方々への保険料軽減措置をはじめとする数々の見直し措置が講じられてきたところです。

こうした中、去る8月30日に実施されました衆議院議員総選挙の結果、政権交代となり、9月16日に鳩山新政権が誕生し、現在、マニフェストに基づきます事業見直しが進められています。

後期高齢者医療制度につきましては、9月9日の連立政権樹立に当たっての与党政策合意の中で、廃止の方針が確認されていますが、新内閣誕生後の翌17日には、長妻厚生労働大臣が記者会見の中で、「現行の制度を廃止して元の制度に戻すと混乱が起こる可能性があり、一定期間後に新しい制度に移行することについて十分に検討する」旨述べられています。

その後、今月8日には、長妻大臣からは、「後期高齢者医療制度の廃止時期を3年後の2012年度末とし、2013年度から新制度へ移行する方向で検討に入ることとし、詳細な制度設計に向けて、本年10月中にも有識者や自治体関係者でつくる検討会議を設置して、2011年には関連法案を国会に提出したい」との考え方が明らかにされました。

こうしたことから、現行制度は今後3年間は継続されることとなりますので、今後の国の動向を注視してまいるとともに、保険者の立場から、時宜を逸しない要望活動の重要性が高まってまいります。

全国市長会では、去る9月28日に新内閣発足にあたって要請を行っており、また、同月30日には本年6月に設立しました全国組織の「全国後期高齢者医療広域連合協議会」が、国に対して新制度の移行に関する要望を行っています。

要望の内容といたしましては、

- ・ 詳細な工程を明らかにして円滑な新制度へ移行し、制度移行に必要な財源は全額国で負担すること
- ・ 広域連合、市区町村等と開かれた議論を行い、意見を十分に尊重すること
- ・ 国の責任で説明を徹底し、被保険者を始め、医療機関、広域連合、市町村等に混乱が生じないように配慮すること
- ・ 都道府県単位の財政運営による保険料負担の公平性及び財政基盤の安定性等の利点は新制度に引き継ぎ、国と都道府県の立場を明確にすること
- ・ 電算システムの構築には十分な準備、検証期間を確保し、安定した運用が可能なシステムとすること

等の、5項目からなっているものです。

今後、新たな制度設計にあたっては、全国市長会や広域連合をはじめとします全国組織とも連携を取りながら積極的に意見を提出していきまるとともに、国民皆保険を堅持する理念に立ちまして、安定した永続的な医療制度の確立を強く要望してまいります。

私ども、現行制度を担っているものとしましては、今後とも、被保険者の方々をはじめとします県民の皆様方に、混乱が生じないように手立てをとってまいることが重要な役割でありますので、今後の国の動向を十分に注視してまいります。

以下、議案についてご説明を申し上げます。

今回提案いたしました議案は、予算議案 2 件、条例議案 1 件、その他の議案 3 件です。はじめに、予算議案について申し上げます。

第 1 号議案の平成 21 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算につきましては、平成 20 年度の決算剰余金を平成 21 年度に繰り入れまして、市町村負担金の減額等のため、歳入歳出予算をそれぞれ 19 万 9 千円増額するものです。

第 2 号議案の平成 21 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、平成 20 年度の特別会計の決算剰余金を、平成 21 年度予算に繰り入れ、国・県・市町村等の負担金を精算する財源とし、また 2 年間の財政運営の均衡を保つために設置しております後期高齢者医療事業運営基金への積み立てなどのため、歳入歳出予算をそれぞれ 18 億 5,139 万 8 千円増額するものです。

次に、条例議案につきましてご説明いたします。

第 3 号議案の高知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例議案につきましては、当広域連合の再任用職員の給与規定内容を、高知市の給与条例の適用を受ける職員の例により広域連合長が定めるものと改正するものです。

次に、その他の議案につきましてご説明いたします。

第 4 号議案の平成 20 年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定議案及び第 5 号議案の平成 20 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定議案につきましては、平成 20 年度のそれぞれの会計の決算につきまして、認定議案をお諮りするものです。

第 6 号議案の平成 21 年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の承認議案につきましては、平成 20 年度の社会保険診療報酬支払基金からの交付金の精算により返還が生じたことなどで、歳入歳出予算額をそれぞれ 5 億 4,562 万 2 千円増額したもので、本年 8 月上旬が返還期限のため、議会開催の日程調整が困難であったことなどの事由により専決処分を行ったため、そのご承認を求めるとでございます。

以上、提出いたしました議案につきまして、概要の説明を申し上げますが、よろしくご審議の上、適切なご決定をお願いいたします。

---

### 一般質問

**議長（西村和也君）** それではこれより日程の第 7、一般質問に入ります。通告がありますので、順次発言を許します。

和田議員、通告に従って発言を許します。7 番。

**和田賢二君** 議長の指名をいただきましたので、通告に従いまして、ただいまから一般質問を行います。

先の総選挙は暮らし、地方切り捨ての自公政権を退場させました。その中でも

社会保障抑制、医療費削減のために、導入されたのが後期高齢者医療制度です。姥捨て山の制度だと国民の大きな怒りを呼び起こしました。私は国民が主人公の政治を築くために、民主党を中心とした新しい政権のもとでも、暮らしや地方を守る政策は積極的に推進するとともに、問題点はきちんと正していく建設的な立場で頑張る決意を申し上げて質問に入ります。

まず今回の選挙結果は、後期高齢者医療制度を始め、医療制度のあり方に対し国民がどんな願いを示したと認識されているのか、連合長にお聞きをいたします。

新政権の厚労大臣は今月8日、後期高齢者医療制度を2012年度で廃止し、新制度に移行する考えを示しました。また廃止までの間、現行の保険料負担軽減策は、続ける方針で来年度予算の概算要求に約3,000億円の必要財源を盛り込む考えであること、来年度の保険料改定にあたっては保険料上昇が予想されるため、抑制のための国費投入を計上する、担当医制度も廃止すると報道されています。また確定したわけではありませんが、制度施行当初から廃止を訴えてきた者として一刻も早く廃止されることを望むものです。そこで、なぜ廃止しかないのか改めてこの場で検証したいと思います。その理由の第一は、何よりも後期高齢者医療制度が年齢だけで区切り別の制度に困り込んで、重い負担と差別医療を押し付ける世界に例を見ない仕組みだからです。この制度の根幹に、高齢者の怒りが集中します。第二に、先延ばしすれば害悪が一層ひどくなるからです。後期高齢者医療制度は、2年ごとに、後期高齢者の人口、かかった医療費に応じ、天井知らずに保険料が上がる仕組みとなっており、このままいけば2025年には、現在の倍以上の負担になります。来年4月は、保険料改定となっております。ちなみに東京都の広域連合が、自公政権時代の仕組みで行った試算では、均等割が現在の年間3万7,800円から最高で4万2,600円と4,800円値上げになる。所得割も現在の6.56%から最高で8.21%、最低でも7.36%へ引き上げられ、年金収入211万円の単身者の場合、保険料は最高で年間6万6,400円と9,600円の負担増、最低でも6万900円で4,100円増の負担増となります。特別の対策がないならば高齢者の暮らしを直撃するのは明らかです。そこで高知県においては、従来モデルによる試算では来年4月からの保険料負担増の見込みがどうなるのか、その総額がいくらとなるのか、お聞きをいたします。

加えてさらなる負担増の恐れがあります。国民の大きな怒りで自公政権は同制度の開始早々からご承知のように幾度も見直しを行い、負担軽減策を実施しました。そうした軽減措置の中で2つの措置が、このままいけば来年3月で切れることとなります。第一は、被用者保険の扶養家族から後期高齢者医療制度に移行した人の保険料の均等割を9割軽減する措置です。被用者保険の扶養家族から後期高齢者医療制度に移行した人は全国で約200万人、その人たちへの軽減措置の4月以降のあり方について厚生労働省は今後検討としていますが、廃止された場合、760億円の負担増となります。そこで軽減措置が継続されなければ、高知県における対象者数とその負担増はいくらになるのか、お伺いいたします。

第二は、均等割の7割軽減における世帯の軽減幅を8.5割にする措置です。

現在、保険料の均等割の 8 . 5 割軽減を受けている人も全国約 200 万人います。7 割に戻されると、130 億円の負担増がのしかかることになります。そこで同じく軽減措置が継続されない場合の高知県での対象者数と負担増額についてお伺いいたします。

また、後期高齢者医療制度とは別に 70 歳から 74 歳の窓口負担を 1 割から 2 割に引き上げる負担増の凍結も 4 月までで、継続が求められます。そこで廃止までの間、少なくとも保険料を上げないための新たな支援、軽減措置の継続は必要だと考えますが、お聞きをいたします。

さらに、後期高齢者制度の継続は、医療の制限を拡大する危険があります。現在、患者さんが担当医を一人選ぶとどんなに検査や診断をしても、担当医には一定額毎月 6,000 円しか支払われない仕組みが導入されています。将来は、投薬や手術にも拡大することも検討されてきました。これは、保険料の値上げか、医療サービスの低下か、という悪魔の選択を迫るものです。

40 歳から 74 歳までのメタボ健診に基づく罰則も始動しています。受診率やメタボ改善状況が悪い保険者は、医療費を増やしたとみなされ、後期高齢者医療制度への支援金を増額させるシステムです。特定健診の県下の実施率は、市町村国保の平均は 22%、保険者協議会に参加している被用者保険 8 機関の平均が 35.5%、県平均で大体 28.2% です。制度開始から 5 年間に 65% までに引き上げることが目標となっています。こうしたペナルティーを科すやり方が間違っていると思いますが、現状では、例えば、今でも高すぎる国保料・税をさらに押し上げ、滞納の増加、無保険者の増加を招くという悪循環に陥ることは必至です。

このように継続すれば、被害が拡大をしていきます。後期高齢者医療制度は、廃止することを決定し、その実施のために環境整備に直ちにに取り組むことが、民意に応える方向だと思います。そこで地方から積極的に廃止に向けた情報を提供すべきと思うが、お聞きをいたします。

老人保健制度は、ご承知のように高齢者が国保などの保険に入り続けたままで、現役世代よりも負担を軽減する財政調整のための仕組みです。年齢だけで別の制度にする後期高齢者医療制度とは決定的に異なります。昨年 4 月までは混乱なく行われていた老健制度に戻して混乱など起きるはずがないと考えます。

制度を元に戻すにしても、新制度に移行するにしても、一番大きな問題は、国保料・税が高すぎる、また窓口負担が 3 割と高すぎることに問題があります。

国保加入者は、低所得者が多いにもかかわらず、1984 年に国保に対する国庫負担率が総医療費の 45% から給付費の 50%、すなわち総医療費の 38.5% に引き下げられました。この結果、1 人平均の保険料は 1984 年の 3 万 9,000 円から 07 年には 8 万 4,300 円へと、平均して 2 倍以上になりました。とりわけ県民所得が低い高知県の国保料・税負担率は、07 年度 12.46% で、全国平均の 9.24% と比べても高いものとなっています。今こそ国庫負担を元に戻して、国保の保険料を下げるべきです。

また、医療の窓口負担も高すぎます。ヨーロッパでは当たり前の医療費窓口負

担ゼロを目指し、高齢者と子どもの医療費を国の制度で無料にすることです。高速道路無料化に必要な年間1兆3,000億円で実現できる額です。

岡崎連合長は、全国市長会の国保問題の責任者を担当しておられると伺っていますが、高齢者の窓口負担、保険料の軽減のために、国に対して予算措置を強く求めるべきではないでしょうか。

最後に、新型インフルエンザ対策についてお聞きをします。ワクチンについては、当面の生産量が限定的であることから優先接種対象が発表されました。1番目に医療機関関係者、2番目に妊婦さん、基礎疾患を有する方々、ここに一定数の高齢者が入ると思われますが、健康な高齢者は、5番目のその他に入ります。接種の時期はワクチンの確保にあわせて、順次知らせることとなっています。

この場合、後期高齢者医療制度に入っている方々へのお知らせや相談はどうなっているのか、広域連合として、どんな対応があるのか、お聞きをします。

また、ワクチン費用は2回でご承知のように6,150円となっており、その負担軽減について、国は住民税非課税世帯の無料化を想定し、財政措置をとりましたが、実施の内容は、それぞれ市町村の判断となっています。

重症化を防ぐ上でも、各市町村で減免対象を拡大する努力をする、少なくとも住民税非課税世帯の無料化を確実に行うことが大事だと思いますが、75歳以上の県民が加入する保険制度の責任者としてどうお考えか、お聞きをして、1回目の質問を終わります。

〔岡崎広域連合長挙手〕

議長（西村和也君） 岡崎広域連合長。

広域連合長（岡崎誠也君） たくさんのご質問をいただきましたので、順次お答えを申し上げます。

まず、はじめに、今回の選挙結果は、後期高齢者医療制度をはじめ医療制度の今後のあり方に対し、国民がどんな願いを示したと認識をしているかというお尋ねがございました。

後期高齢者医療制度につきましては、75歳以上の高齢者の方々を切り離し、他の医療保険から独立させた制度設計がなされたことなどから、高齢者の方々を始めとする各種団体等から、制度の廃止が訴えられていました。

制度の施行後、国によります保険料の軽減対策や納付方法の選択制などの制度改善の措置によりまして、一定この制度も定着してまいったものと考えておりますが、今般の政権交代によりまして、結果として、この制度は廃止される予定となっているものでございます。

本年10月8日には、長妻厚生労働大臣が、現行制度の廃止時期を2012年度の末とし、翌2013年度から新制度へ移行させる方針のもとに、順次、新しい制度の仕組みづくりを検討することが表明されております。今後の新制度の検討におき

ましては、現行制度の経緯等を十分に検証されるとともに、県民・市民の健康と医療を守る観点から、安定的で持続可能な医療保険制度の構築がなされなければならないものと考えておりますので、今後とも国に対しましてその観点から意見を申し上げてまいりたいと考えているところでございます。

次に、保険料を上げないための新たな支援、軽減措置の継続についてのお尋ねにお答えを申し上げます。医療制度においては、高齢化の進行による医療費の増加に伴いまして保険料も一定増加していくことは避けられないものと考えますが、できるだけ制度を安定的に運営していくためには、急激な保険料負担の増加はできるだけ避けなければならないと考えておるところでございます。また、制度が存続していく間は、被保険者の方々の負担の公平化を図り、制度への理解をいただく必要もありますので、保険料の軽減措置を可能な限り継続することも必要ではないかと考えているところでございます。

去る 10月 15日に平成 22年度国の概算予算の要求が示されましたが、被用者保険の被扶養者であった方の保険料の軽減措置や所得の低い方の保険料の軽減措置などは、国の新年度の予算編成過程で検討されることとされております。これまでの保険料の軽減措置は継続される方向で考えられているところでございます。

また、同じく長妻厚生労働大臣は、今月 13日の記者会見で、来年 4月には 2年ごとの保険料率の改定があり、保険料が上がる可能性が高いことから、保険料が上昇しないよう公費を投入することも検討するということを今月 13日の記者会見の中で述べられておりますので、この措置につきましても、予算編成過程で論議がなされるものと見こしているところでございます。

今後も、国の動向には十分に留意しながら、その検討内容が具体的に明らかになっていく時点、適宜、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じまして要望してまいらなければならないと考えているところでございます。

次に、地方から積極的に制度の廃止に向けた情報を提供すべきではないかというお尋ねにお答えを申し上げます。

後期高齢者医療制度の廃止につきましては、いまだ制度移行の新たなシステムが整備されていない現状で廃止されますと、医療にかかります被保険者の皆様方や医療機関、運営に携わっております地方自治体に大きな混乱が生じることとなります。

こうしたことから、長妻厚生労働大臣は、2013年度からの新制度の移行に向けた中で、今後、有識者らを交えた検討会を近く立ち上げ、新しい制度の仕組みを検討することを表明され、後期高齢者医療制度に代わる新しい制度に関しましては、国と地方の協議の場を設けることが予定されておりますので、そうした協議の場で、世代間や高齢者間の負担の公平の問題や、新制度の受け皿として考えられます国民健康保険や被用者保険の財政運営に大きな影響を与えることのないように、より良い医療制度が構築されるよう意見を申し上げてまいりたいと考えております。

次に、国保の高齢者の窓口負担、また、いわゆる国保料・税を軽減するために



国に対して予算措置を求めるべきではないかというご質問をいただきました。後期高齢者医療制度が廃止されることになるということになりますと、仮に、老人保健制度のように、被保険者の方が国保に加入するということになりますと、国保との関連がございますので、ご質問にお答えを申し上げます。

リーマンショック後の急激な不況の拡大によりまして、現在の国保の収納率は低下傾向にありまして、国保財政はより厳しい状況となってきております。

そのため、全国市長会におきましては、平成 21年度のいわゆる期間限定の財政措置とされておりまして低所得者を多く抱える保険者を支援し、中間所得層の負担を軽減する保険者支援制度や、市町村の一般会計から国保特別会計への繰り入れを地方財政措置で支援する国保財政安定化支援事業など国保財政基盤の強化策を平成 22年度以降も継続するよう強く要望していたところでございます。

私は、全国市長会を代表しましてこの国保の特別委員会委員長を預かっておりますし、また国の社会保障審議会の医療保険部会の委員ともなっておりますので、その双方の場で国に対して国保の財政支援措置の充実と継続につきまして強く要請をしてきたところでございます。

こうしたことから、来年度予算の概算要求には、国保財政基盤の強化策が継続される前提のもとで予算が盛り込まれておりまして、強化策の内容についてさらに年末にかけて論議がされることとなっております。

今後におきましては、この国の論議の状況を見守りながら、財政支援措置が不十分な場合、全国市長会等を通じまして、引き続き強く要望を行っていただきたいと考えているところでございます。

最後になりますが、インフルエンザの予防接種に関連しますお尋ねにお答えを申し上げます。

10月に入りまして、全国的に新型インフルエンザの発病者数が急増しておりまして、発病された方々の重症化予防への対策が喫緊の課題となっておりますことから、今後の発症者の拡大の防止をしていくということが重要となっております。

新型インフルエンザへの予防接種業務につきましては、国の通知で、2類疾病であります通常のインフルエンザと同等の扱いとし、その他の予防接種と同様に市町村が実施することとされておりまして、接種を希望されます方々に対する接種の時期などにつきまして、後期高齢者医療制度の被保険者の方々にも、各市町村の担当部署から、接種の機会を逃すことのないよう周知することが行われているということになっております。

新型インフルエンザのワクチンの接種につきましては、すでに、半数以上の都道府県で一昨日の 19日から始まっておりまして、また高知県では昨日から、始まっているところでございます。まず、最優先とされます医療従事者を対象に接種が始められている状況にあるところでございます。国においては、当初、接種回数を2回としておりましたが、現在のところ、13歳未満の子どもさんや、基礎疾患のある方々、中高生などは2回接種ということになっておりますが、それ以外の方々については1回ということで、検討がなされているところでございます。

また、接種の費用額につきましては、すでに、回数に応じた額が決定されておりますが、所得の少ない世帯の方々への負担軽減につきましては、国から市町村に、市町村税非課税世帯の負担を軽減するための財源措置がなされるということとなっております。今後、市町村でこれらの措置を踏まえ、具体的な軽減措置の内容が検討され、決定されることとなりますので、ご理解を賜りたいと思います。

その他の項目事項につきましては、事務局長からお答えを申し上げます。

〔事務局長挙手〕

議長（西村和也君） 清田事務局長。

事務局長（清田浩嗣君） 和田議員からのご質問にお答えいたします。

はじめに、来年4月からの保険料、負担増の見込み等についてのお尋ねがありました。現在、広域連合におきましては、本県の実績等に基づいて平成22年度及び23年度の保険料率の算定に必要な医療給付費等の見込みなどの数値の精査を行っているところでありますので、ここでは9月4日に国から示された全国単位の数値を基に、粗い試算を行った結果に基づきましてお答えさせていただきます。

主な数値といたしまして、医療給付費は平成22・23年度の2年間で平成20・21年度と比べておよそ342億円の増加となる、また、被用者保険の被扶養者であった方に対する均等割の9割軽減及び7割軽減世帯を一律8.5割の軽減とする措置がなくなるとしまして試算しております。

試算の結果といたしまして、まず、均等割額は、現在4万8,569円となっておりますが、これがおよそ5万2,000円となりまして、4,000円程度上がることとなります。一方、所得割率は、現在の8.88%から9.67%へと上がることとなります。年金収入211万円の単身者の年間保険料は、現在の7万4,321円が、およそ8万円となりまして、6,000円程度上がることとなります。

また、負担増となる総額に関しましては、軽減される額も含めた保険料の賦課総額で申し上げますと、平成20・21年度においてはおよそ188億円ですが、平成22・23年度においては、平成20・21年度に生じることが見込まれる剰余金を充当することでおよそ210億円となりまして、2年間の総額では22億円増えることとなります。

次に、被用者保険の被扶養者であった方に対する均等割9割軽減及び均等割8.5割軽減が継続されない場合に、負担増となる対象者と金額についてお尋ねがありました。被用者保険の被扶養者であった方は、およそ1万5千人ですが、このうち5千人は、恒久措置としての均等割9割軽減となりますので、負担増となる方はおよそ1万人となりまして、平成22年度に負担増となる額は3億3千万円程度となります。

また、均等割が8.5割となっている方は、およそ2万4千人でありまして、7割軽減になることにより平成22年度に負担増となる額は1億9千万円程度とな

ります。以上でございます。

〔和田賢二君挙手〕

**議長（西村和也君）** 和田議員。

**和田賢二君** 連合長、事務局長から、大変、質問項目にもとづいて、詳しいご答弁をいただきました。いずれにいたしましても先ほどの事務局長のご答弁にもありましたように、この制度が続いていく限り、来年度の粗い試算と申し置きされましたが、何においてもかなりの額がアップをしていくということが見通せるわけでありまして、3年といわず1日も早いこの制度の廃止を国に働きかけていきたいと思っておりますし、地方からの、やっぱり声をあげていただきたいということをお願いしまして、一般質問を終わります。

**議長（西村和也君）** これにて、一般質問は終了いたします。

---

#### 第1号議案の審議の宣告

**議長（西村和也君）** 続きまして、日程第8、第1号議案、平成21年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算を審議いたします。書記の朗読は、省略いたします。

---

#### 事務局長の議案概要説明

**議長（西村和也君）** それでは、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。事務局長は、着席したままで、説明をお願いします。清田事務局長。

**事務局長（清田浩嗣君）** それでは、第1号議案、平成21年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算についてご説明いたします。お手元の議案及び説明書の1ページをお開きください。

主な内容は、平成20年度の一般会計の決算剰余金について、これを平成21年度に繰り入れ、市町村負担金の減額や国への償還などのため、予算の補正を行うもので、第1条のとおり、歳入歳出予算をそれぞれ19万9千円増額するものであります。

7ページをお開きください。まず歳入ですが、1款、分担金及び負担金、1項、負担金、1目、市町村負担金は、決算剰余金を繰り入れたことによりまして、161万6千円減額しております。8ページの、次のページですが、8ページの4款、1項、1目、繰越金は、181万5千円を増額して281万5千円となっております。

次に、歳出ですが、9ページの2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般

管理費は、本年6月に設立されました全国後期高齢者医療広域連合協議会の分担金として10万円を計上しております。また、10ページの3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、後期高齢者医療費は、9万9千円を増額しております。これは、平成20年度に被保険者や医療関係者等のご意見を聞くために医療懇話会を設置いたしました。懇話会を開催する経費に補助された医療費適正化推進費補助金の返還金であります。以上でございます。

---

#### 第1号議案の質疑、討論、採決

議長（西村和也君） それでは、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

議長（西村和也君） 質疑がありませんので、これにて質疑は終了いたします。続きまして、第1号議案についての討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

議長（西村和也君） 討論なしですので、討論は終了いたします。

これより第1号議案、平成21年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算を採決いたします。第1号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長（西村和也君） 挙手全員であります。よって、第1号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### 第2号議案の審議の宣告

議長（西村和也君） 続きまして、日程第9、第2号議案、平成21年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算を審議いたします。書記の朗読は、省略いたします。

---

#### 事務局長の議案概要説明

議長（西村和也君） では、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。清田事務局長。

**事務局長（清田浩嗣君）** 第2号議案、平成21年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明いたします。資料の11ページをお開きください。

主な内容は、平成20年度の特別会計の決算剰余金について、これを平成21年度に繰り入れ、国・県・市町村の負担金を精算する財源とする、また、高額療養費特別支給金を支給するため、国庫補助金を増額するなどの補正を行うもので、第1条のとおり、歳入歳出予算をそれぞれ18億5,139万8千円増額するものであります。

まず、歳入についてご説明いたします。17ページをお開きください。1款、市町村支出金、1項、市町村負担金、1目、事務費負担金は、決算剰余金を繰り入れたことによりまして294万7千円を減額しております。また、3目、療養給付費負担金は、過年度分として3,258万3千円を増額しております。

18ページをお開きください。2款、国庫支出金、1項、国庫負担金、2目、高額医療費負担金は、過年度分として、472万5千円を増額しております。次に、2項、国庫補助金、1目、調整交付金は、高額療養費特別支給金が事務費も含めて特別調整交付金で対応することになっておりますので、その分として285万6千円を増額しております。また、3目、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、保険料が7割軽減の方について一律に8.5割軽減とするための費用に充てるために交付されておりますが、申請額より多く交付されましたので、2,400万8千円を増額しております。また、全額臨時特例基金に積立てることとしております。

19ページの3款、県支出金、1項、県負担金、2目、高額医療費負担金は、過年度分として4,539万5千円を増額しております。

20ページをお開きください。7款、1項、1目、繰越金は、17億4,472万5千円を増額して、22億9,044万7千円となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。22ページをお開きください。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は、高額療養費特別支給金の支給に係る事務費として55万6千円を増額しております。

23ページの6款、1項、基金積立金、3目、事業運営基金積立金は、保険料が2年を通じて財政の均衡が保たれるように決定されておりますので、平成20年度の黒字額を積立てて、平成21年度の赤字に備えるために、11億9,322万5千円を計上しております。

24ページをお開きください。7款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、2目、償還金は、国・県・市町村への負担金等の返還金として、合わせて6億3,125万6千円を増額しております。また、4目、高額療養費特別支給金は、230万円を計上しております。月の途中で75歳に到達して後期高齢者医療制度に加入した場合、高額療養費の自己負担限度額が加入前後の制度それぞれで設定されまして、一部負担金が増えることがありました。これを解消するため、政令を改正し、平成21年1月から自己負担限度額を本来の1/2に設定する措置がとられておりま

すが、平成 20年 4月から 12月までに 75歳に到達した方にも同様の負担の軽減と  
するため、限度額を超過した額がある場合には、高額療養費特別支給金として支  
給するものであります。高額療養費特別支給金の対象者は、437人となっております。  
以上でございます。

---

### 第 2号議案の質疑、討論、採決

議長（西村和也君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

議長（西村和也君） 質疑はございませんので、これにて質疑は終了をいたしま  
す。続きまして、第 2号議案についての討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

議長（西村和也君） 討論はございませんので、討論は終了いたします。これよ  
り第 2号議案、平成 21年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会  
計補正予算を採決いたします。第 2号議案について、原案のとおり可決することに  
賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長（西村和也君） 挙手全員であります。よって、第 2号議案は、原案のと  
おり可決することに決定いたしました。

---

### 第 3号議案の審議の宣告

議長（西村和也君） 続きまして、日程第 10 第 3号議案、高知県後期高齢者医  
療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案を審議いたします。  
書記の朗読は、省略いたします。

---

### 事務局長の議案概要説明

議長（西村和也君） では、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。  
清田事務局長。

事務局長（清田浩嗣君） 第 3号議案、高知県後期高齢者医療広域連合職員の給  
与に関する条例の一部を改正する条例議案についてご説明いたします。25 ページ

をお開きください。

広域連合の再任用職員の給与は、高知市に準じ、給料月額を定めておりますが、人事院勧告等により毎年条例の改正が必要となりますので、第4条第2項の給料月額 214,600 円を高知市の職員給与条例の例によることに改め、高知市の給与の改定に合わせて給料月額を改定しようとするものでございます。以上でございます。

---

### 第3号議案の質疑、討論、採決

議長（西村和也君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

議長（西村和也君） 質疑がありませんので、質疑は終了いたします。続きまして、第3号議案について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

議長（西村和也君） 討論がございませんので、討論は終了いたします。これより第3号議案、高知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案を採決いたします。第3号議案について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長（西村和也君） 挙手全員であります。よって、第3号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

### 第4号議案の審議の宣告

議長（西村和也君） 続きまして、日程第11、第4号議案、平成20年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定議案を審議いたします。書記の朗読は、省略いたします。

---

### 事務局長の議案概要説明

議長（西村和也君） では、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。清田事務局長。

**事務局長（清田浩嗣君）** 第4号議案、高知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定議案についてご説明いたします。資料が変わりますが、歳入歳出決算書及び決算に関する説明書の2ページ及び3ページをお開きください。

一般会計の予算規模は、1億3,823万2千円となっております。これに對しまして、収入済額は1億3,901万5,705円、一方、支出済額は1億3,620万691円で歳入歳出差引残額は281万5,014円となっております。

次に、歳入については、予算現額1億3,823万2千円に對し、収入済額は1億3,901万5,705円で、予算現額に對し78万3,705円上回り、予算額に對する割合は100.6%となっております。一方、歳出については、支出済額は1億3,620万691円、不用額は203万1,309円で、執行率は98.5%となっております。

以上が一般会計歳入歳出決算の概要でございます。

---

#### **第4号議案の質疑、討論、採決**

**議長（西村和也君）** それではこれより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**議長（西村和也君）** 質疑はないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。続きまして、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**議長（西村和也君）** 討論なしと認めます。これにて討論を終了いたします。これより第4号議案、平成20年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定議案を採決いたします。第4号議案については、原案のとおり認定することについて賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

**議長（西村和也君）** 挙手全員であります。よって、第4号議案は、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

---

#### **第5号議案の審議の宣告**

**議長（西村和也君）** 続いて、日程第12 第5号議案、平成20年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定議案を審議いたします。書記の朗読は、省略いたします。



### 事務局長の議案概要説明

議長（西村和也君） では、議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。  
清田事務局長。

事務局長（清田浩嗣君） 第5号議案、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定議案についてご説明いたします。

同じ資料の16ページ及び17ページをお開きください。特別会計の予算規模は、1,021億1,213万7千円となっております。これに対しまして、収入済額は1,026億7,149万9,924円、一方、支出済額は1,003億8,105万2,123円で歳入歳出差引残額は22億9,044万7,801円となっております。

次に、歳入については、予算現額1,021億1,213万7千円に対し、収入済額は1,026億7,149万9,924円で、予算現額に対し5億5,936万2,924円上回り、予算額に対する割合は100.5%となっております。

一方、歳出については、支出済額は1,003億8,105万2,123円、不用額は17億3,108万4,877円で、執行率は98.3%となっております。

以上が後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要でございます。

---

### 第5号議案の質疑、討論、採決

議長（西村和也君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

議長（西村和也君） 質疑なしと認めます。以上で質疑は終了します。続きまして、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

議長（西村和也君） 討論なしと認めます。討論は終了いたします。これより第5号議案、平成20年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定議案を採決いたします。第5号議案については、原案のとおり認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長（西村和也君） 挙手全員であります。よって、第5号議案は、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

## 第6号議案の審議の宣告

議長（西村和也君） 続いて、日程第13 第6号議案、平成21年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の承認議案を審議いたします。書記の朗読は、省略いたします。

---

## 事務局長の議案概要説明

議長（西村和也君） 議案の概要につきまして、事務局に説明を求めます。清田事務局長。

事務局長（清田浩嗣君） 第6号議案、高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の承認議案についてご説明いたします。もとの資料に戻りますが、議案及び説明書の29ページをお開きください。

8月に社会保険診療報酬支払基金から交付された平成20年度の後期高齢者交付金が精算され、返還する必要があること、また、平成20年度に収納した保険料について、当初予算を上回って還付する必要があることにより、議会を招集する暇がなかったため、専決処分いたしました。第1条のとおり、歳入歳出それぞれ5億4,562万2千円を増額しております。

35ページをお開きください。まず、歳入ですが、7款、1項、1目、繰越金として、5億4,562万2千円を増額しております。

36ページをお開きください。歳出ですが、7款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、1目、保険料還付金は、被保険者の死亡等によりまして、平成20年度に収納した保険料を還付する額が見込んだ額よりも多くなりましたので、709万7千円を増額しております。また、2目、償還金は、後期高齢者交付金の返還金として、5億3,852万5千円を増額しております。以上でございます。

---

## 第6号議案の質疑、討論、採決

議長（西村和也君） これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

議長（西村和也君） 質疑なしと認めます。これにて、質疑は終了します。続きまして、第6号議案について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

議長（西村和也君） 討論なしと認めます。討論は終了いたします。これより第

6号議案、平成21年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の承認議案を採決いたします。第6号議案について、専決処分を承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長（西村和也君） 挙手全員であります。よって、第6号議案について、専決処分を承認することに決定いたしました。

---

#### 広域連合長の閉会あいさつ

議長（西村和也君） 以上をもちまして、本定例会の議事はすべて終了いたしました。

〔広域連合長挙手〕

議長（西村和也君） 岡崎広域連合長。

広域連合長（岡崎誠也君） 閉会にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。本日は、議員の皆様方におかれましては、ご多用のところを、お集まりいただき、ご審議を賜り、それぞれ議案につきましてご決定をいただき、誠にありがとうございました。

また、この場をお借りいたしまして、当広域連合に関係して、すでに辞任をされておられます方々に感謝の言葉を申し上げます。平成19年6月から本年7月までの間、議会の円滑な運営のために、当広域連合議会の初代の議長としてご尽力いただきました岡崎洋一郎様、また議員としてご尽力いただきました中澤愛水様、仲田強様の3名の皆様方には、心より感謝を申し上げます。

当制度は施行後二年目を迎えたところですが、ご承知のとおり、先に実施されました総選挙の結果を受けまして、今後廃止される方向にあるところでございます。

新たな制度のあり方に関係します検討会が、今後、始められることとされておりますので、その国の検討会の動向には十分注視をしながら意見を申し上げてまいりますとともに、被保険者をはじめとします方々にも、市町村とも連携した十分な広報活動に留意してまいりたいと考えております。

議員の皆様方におかれましては、今後とものご指導とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議員の皆様方には、益々のご健勝をご祈念申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

### 閉会の宣告

議長（西村和也君） 議事運営にご協力を賜り、ありがとうございました。

これもちまして、平成 21年 10月高知県後期高齢者医療広域連合議会第8回定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後3時8分 閉会

# 資 料

21高後広第 572号  
平成 21年 10月 7日

高知県後期高齢者医療広域連合議会  
副議長 松本 正 様

高知県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 岡崎 誠也

### 議案の送付について

平成 21年 10月高知県後期高齢者医療広域連合議会第 8 回定例会に提出するため、  
下記の議案について説明書を添えて送付します。

### 記

- 第 1 号議案 平成 21年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
- 第 2 号議案 平成 21年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正  
予算
- 第 3 号議案 高知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正す  
る条例議案
- 第 4 号議案 平成 20年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定  
議案
- 第 5 号議案 平成 20年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入  
歳出決算の認定議案
- 第 6 号議案 平成 21年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正  
予算の専決処分の承認議案

平成 21年 10月高知県後期高齢者医療広域連合議会  
第 8 回定例会 議決一覧

広域連合長提出の部

議案番号	件 名	議決年月日	議決内容
第 1 号議案	平成 21年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算	平成 21年 10月 21日	原案可決
第 2 号議案	平成 21年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算	平成 21年 10月 21日	原案可決
第 3 号議案	高知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例議案	平成 21年 10月 21日	原案可決
第 4 号議案	平成 20年度高知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定議案	平成 21年 10月 21日	認 定
第 5 号議案	平成 20年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定議案	平成 21年 10月 21日	認 定
第 6 号議案	平成 21年度高知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算の専決処分の承認議案	平成 21年 10月 21日	承 認

地方自治法第 292条において準用する同法第 123条第 2 項の規定により署名する。

臨時議長

議 長

議 員

議 員